

(郡山市観光振興センター条例の一部改正)

第21条 郡山市観光振興センター条例(平成元年郡山市条例第33号)の一部を次のように改正する。

改正後								改正前							
別表第1(第9条関係) 施設使用料 1 多目的ホール使用料 (1) 貸切使用料								別表第1(第9条関係) 施設使用料 1 多目的ホール使用料 (1) 貸切使用料							
使用目的	対象	A	B	C	D	E	F	使用目的	使用日	A	B	C	D	E	F
		午前9時から午後1時まで	午後1時から午後5時まで	午後5時から午後9時まで	午前9時から午後5時まで	午後1時から午後9時まで	午前9時から午後9時まで			午前9時から午後1時まで	午後1時から午後5時まで	午後5時から午後9時まで	午前9時から午後5時まで	午後1時から午後9時まで	午前9時から午後9時まで
展示会、大会その他の催しに使用する場合	/	46,100円	46,100円	46,100円	92,200円	92,200円	138,300円	展示会、大会、興行その他の催しに使用する場合	平日	24,100円	42,800円	54,800円	60,300円	87,900円	100,800円
								土曜日及び休日等	29,100円	51,100円	65,800円	72,200円	105,300円	121,000円	
アマチュアスポーツ及びレクリエーション活動に使用する場合	以下							アマチュアスポーツ及びレクリエーション活動に使用する場合							
	一般	11,500円	11,500円	11,500円	23,000円	23,000円	34,500円	アマチュアスポーツ及びレクリエーション活動に使用する場合	平日	6,000円	10,700円	13,600円	15,100円	21,900円	25,200円
	高校生	6,900円	6,900円	6,900円	13,800円	13,800円	20,700円	アマチュアスポーツ及びレクリエーション活動に使用する場合	土曜日及び休日等	7,200円	12,800円	16,400円	18,000円	26,300円	30,200円
	・学生														
	中学生	4,600円	4,600円	4,600円	9,200円	9,200円	13,800円								
備考 1 「高校生・学生」とは、高等学校の生徒若しくは大学の学生又はこれらに準ずる者をいう。								備考 1 使用日の欄中「平日」及び「休日等」とあるのは、それぞれ次に掲げる日をいう。							

2 「中学生以下」とは、幼稚園児若しくはこれに準ずる者、小学校（義務教育学校の前期課程を含む。以下同じ。）の児童又は中学校（義務教育学校の後期課程を含む。以下同じ。）の生徒をいう。

3 使用時間の区分に定める使用時間に満たないときは、これを切り上げて計算する。

4 冷房又は暖房の設備を使用する場合は、貸切使用料の100分の20に相当する額を加算する。

5 第4条ただし書により、やむを得ず時間外（午後9時から午前9時までをいう。以下同じ。）の使用時間の変更が認められたときは、1時間につき、使用時間の区分Fの欄に掲げる額の時間割計算による額にその額の100分の25に相当する額を加算した額とする。この場合において、使用時間が1時間未満のときはこれを1時間として、使用時間に1時間未満の端数があるときはその端数を1時間として計算する。

。

6 （略）

7 使用時間は、使用目的に要する時間のほか、準備、片付け等に要する時間を含むものとする。

(2) 一部貸切使用料

ア 展示会、大会その他の催しに使用する場合

(1) 平日 土曜日及び休日等以外の日

(2) 休日等 日曜日又は休日

2 使用時間が使用区分に定める使用時間に満たないときは、これを使用区分に定める使用時間に切り上げて計算する。

3 午前6時から午前9時までの使用に係る使用料は、1時間につき、時間区分Aの欄に掲げる額の時間割計算による額にその額の100分の25に相当する額を加算した額とする。

4 午後9時から午前6時までの使用に係る使用料は、1時間につき、時間区分Cの欄に掲げる額の時間割計算による額にその額の100分の25に相当する額を加算した額とする。

5 使用時間が1時間未満のときはこれを1時間として、使用時間に1時間未満の端数があるときはその端数を1時間として計算する。

6 冷房又は暖房の設備を使用する場合は、貸切使用料の100分の20に相当する額を加算する。

7 （略）

(2) 一部貸切使用料

使用区分	単位	時間帯区分		
		A、B又はC	D又はE	F
1階フロア	全面	32,300円	64,600円	96,900円
	2分の1面	16,150円	32,300円	48,450円
	4分の1面	8,080円	16,150円	24,230円
	6分の1面	5,390円	10,770円	16,150円

対象	単位	使用料	摘要
1階フロア	全面	1時間につき貸切使用料における使用目的の区分に応じ、時間帯区分A、B又はCの欄に係る使用にあっては当該欄に掲げる額の4分の1、時間帯区分D又はEの欄に係る使用にあっては当該欄に掲げる額の8分の1、時間帯区分Fの欄に係る使用にあっては当該欄に掲げる額の12分の1に相当する額	バスケットボール、テニス、バレーボール、バドミントン
	2分の1面	1時間につき全面の2分の1の額	バスケットボール、バレーボール、バドミントン
	4分の1面	1時間につき全面の4分の1の額	家庭用バレーボール
	6分の1面	1時間につき全面の6分の1の額	バドミントン
2階フロア	全面	1階フロア2分の1面と同額	バドミントン、卓球
	バドミントン1回	1階フロア6分の1面と同額	
	卓球1台	1時間につき400円	
ステージ	全面	1時間につき800円	
事務局室	1室	1日につき3,000円	
控室	1室	1日につき3,000円	

イ アマチュアスポーツ及びレクリエーション活動に使用する場合

使用 区分	単位	対象	時間帯区分		
			A、B又はC	D又はE	F
1 階 フロア	全面	一般	8,000円	16,000円	24,000円
		高校生・学生	4,800円	9,600円	14,400円
		中学生以下	3,200円	6,400円	9,600円
	2分の1面	一般	4,000円	8,000円	12,000円
		高校生・学生	2,400円	4,800円	7,200円
		中学生以下	1,600円	3,200円	4,800円
	4分の1面	一般	2,000円	4,000円	6,000円
		高校生・学生	1,200円	2,400円	3,600円
		中学生以下	800円	1,600円	2,400円
	6分の1面	一般	1,340円	2,680円	4,020円
		高校生・学生	800円	1,600円	2,400円
		中学生以下	540円	1,080円	1,620円
2 階 フロア	全面	一般	4,000円	8,000円	12,000円
		高校生・学生	2,400円	4,800円	7,200円
		中学生以下	1,600円	3,200円	4,800円
	バドミントン 1面又は卓球	一般	1,340円	2,680円	4,020円
		高校生・学生	800円	1,600円	2,400円
	1面	中学生以下	540円	1,080円	1,620円

備考

- 1 「高校生・学生」とは、高等学校の生徒若しくは大学の学生又はこれらに準ずる者をいう。
- 2 「中学生以下」とは、幼稚園児若しくはこれに準ずる者、小学校の児童又は中学校の生徒をいう。

応接室	1室	1日につき5,000円	
-----	----	-------------	--

備考

- 1 「1日」とは、午前9時から午後9時までをいう。
- 2 1階フロア及び2階フロアを時間外（午後9時から午前9時までをいう。以下同じ。）に使用する場合は、（1）貸切

3 時間帯区分のAからFまでは、別表第1中1（1）貸切使用料の時間帯区分における使用時間をいう。

4 第4条ただし書により、やむを得ず時間外に使用する場合の使用料については、別表第1中1（1）貸切使用料の表の備考第5項及び第6項の規定を準用する。

5 時間帯区分に定める使用時間に満たないときは、これを切り上げて計算する。

6 使用時間は、使用目的に要する時間のほか、準備、片付け等に要する時間を含むものとする。

(3) 特別使用料

種別	使用料の額
入場料徴収加算料	入場料が1,001円以上3,000円以下の場合
	貸切使用料の額の100分の100に相当する額
入場料徴収加算料	入場料が3,001円以上の場合
	貸切使用料の額の100分の200に相当する額
営利目的加算料	貸切使用料又は一部貸切使用料の額の100分の60に相当する額
準備使用料	貸切使用料の額の100分の70に相当する額

備考

1 種別の欄中「入場料徴収加算料」、「営利目的加算料」及び「準備使用料」とあるのは、それぞれ次に掲げる使用料をいう。

(1) 入場料徴収加算料 使用者が多目的ホールを使用するに際し、この表の種別に該当する入場料（入場料、会費、会場整理費その他名

使用料の表備考第3項及び第4項の規定を準用する。

3 ステージ、事務局室、控室及び応接室を時間外に使用する場合の使用料は、1時間につき、ステージについては当該使用料の100分の125に相当する額とし、事務局室、控室及び応接室については使用料の時間割計算による額の100分の125に相当する額とする。

4 使用時間が1時間未満のときはこれを1時間として、使用時間に1時間未満の端数があるときはその端数を1時間として計算する。

5 事務局室、控室及び応接室の使用時間が1日に満たないときの使用料は、時間割計算による額とする。

6 使用料の額に10円未満の端数があるときは、これを10円に切り上げる。

(3) 特別使用料

種別	使用料の額
入場料徴収加算料	入場料が1,000円未満の場合にあつては、貸切使用料の額の100分の50に相当する額
	入場料が1,000円以上3,000円未満の場合にあつては、貸切使用料の額の100分の100に相当する額
	入場料が3,000円以上の場合にあつては、貸切使用料の額の100分の200に相当する額
準備等使用料	貸切使用料の額の100分の70に相当する額

備考

1 種別の欄中「入場料徴収加算料」及び「準備等使用料」とあるのは、それぞれ次に掲げる使用料をいう。

(1) 入場料徴収加算料 多目的ホールの使用者が、当該ホールを使用するに際し、入場料（入場料、会費、会場整理費その他名称のいか

称のいかんを問わず入場の対価として徴収するものをいう。以下同じ。)を徴収する場合に貸切使用料に加算される使用料

(2) 営利目的加算料 入場料を徴収しないで、使用者が営利を目的とする物品若しくは権利の販売若しくは有償サービスの提供又はこれらのための宣伝行為その他の営利的性格を有する催しを行う目的をもって使用する場合に、貸切使用料又は一部貸切使用料に加算される使用料

(3) 準備使用料 入場料を徴収しない場合又は入場料の最高額が1,000円以下の聴衆を集める催しを多目的ホールで行う場合であって、当該催しの開催時間前若しくは開催日前日以前に行う準備のために使用する場合の使用料

2 (略)

3 特別使用料の算定に用いる貸切使用料の額は、当該特別使用料に係る行為を行う使用時間の区分による。この場合において、同一の使用時間の区分に、入場料徴収加算料又は営利目的加算料と準備使用料が重複して適用される場合には、入場料徴収加算料又は営利目的加算料を適用するものとする。

4 (略)

(4) 附属室又は貸出区域使用料

使用目的	使用区分	単位	時間帯区分		
			A、B又はC	D又はE	F
展示会、大会その他	ステージ	全面	4,400円	8,800円	13,200円
の他の催しに使用する場合	事務局室	1室	1,300円	2,600円	3,900円
	控室	1室	1,300円	2,600円	3,900円
	応接室	1室	2,100円	4,200円	6,300円
アマチュアスポーツ及びレクリ	ステージ	全面	1,100円	2,200円	3,300円
	事務局室	1室	300円	600円	900円

んを問わず入場の対価として徴収するものをいう。以下同じ。)を徴収する場合に貸切使用料に加算される使用料

(2) 準備等使用料 多目的ホールを準備又は練習のため使用する場合の使用料

2 (略)

3 入場料を徴収しないで、使用者が営利的性格を有する催しを行う目的をもって使用する場合は、貸切使用料の額の100分の60に相当する額を加算する。

4 (略)

エーション活動	控室	1室	300円	600円	900円
に使用する場合	応接室	1室	500円	1,000円	1,500円

備考

- 1 時間帯区分のAからFまでは、別表第1中1（1）貸切使用料の時間帯区分における使用時間をいう。
- 2 第4条ただし書により、やむを得ず時間外に使用する場合の使用料については、別表第1中1（1）貸切使用料の表の備考第5項及び第6項の規定を準用する。
- 3 使用時間の区分に定める使用時間に満たないときは、これを切り上げて計算する。
- 4 使用時間は、使用目的に要する時間のほか、準備、片付け等に要する時間を含むものとする。

(5) 個人使用料

対象	単位	使用料
一般	1人1回	200円
高校生・学生	1人1回	120円
中学生以下	1人1回	80円

備考

- 1 「高校生・学生」とは、高等学校の生徒若しくは大学の学生又はこれらに準ずる者をいう。
- 2 「中学生以下」とは、幼稚園児若しくはこれに準ずる者、小学校の児童又は中学校の生徒をいう。
- 3 「1回」とは午前9時から午前11時まで、午前11時から午後1時まで、午後1時から午後3時まで、午後3時から午後5時まで、午後5時から午後7時まで又は午後7時から午後9時までの使用時間の区分をいう。
- 4 使用時間の区分に定める使用時間に満たないときは、これを切り上

げて計算する。

5 使用時間は、使用目的に要する時間のほか、準備、片付け等に要する時間を含むものとする。

2 会議室使用料

室名	A	B	C	D	E	F
	午前9時から午後1時まで	午後1時から午後5時まで	午後5時から午後9時まで	午前9時から午後5時まで	午後1時から午後9時まで	午前9時から午後9時まで
大会議室	12,600円	12,600円	12,600円	25,200円	25,200円	37,800円
第1小会議室	2,200円	2,200円	2,200円	4,400円	4,400円	6,600円
第2小会議室	3,000円	3,000円	3,000円	6,000円	6,000円	9,000円
第3小会議室	4,100円	4,100円	4,100円	8,200円	8,200円	12,300円
第4小会議室	4,100円	4,100円	4,100円	8,200円	8,200円	12,300円
特別会議室	9,400円	9,400円	9,400円	18,800円	18,800円	28,200円

備考

- 1 入場料を徴収する場合又は入場料を徴収しないで、使用者が営利を目的とする物品若しくは権利の販売若しくは有償サービスの提供又はこれらのための宣伝行為その他の営利的性格を有する催しを行う目的をもって使用する場合は、会議室使用料に100分の60を乗じて得た額を加算する。
- 2 使用時間の区分に定める使用時間に満たないときは、これを切り上げて計算する。
- 3 第4条ただし書により、やむを得ず時間外に使用する場合の使用料については、別表第1中1（1）貸切使用料の表の備考第5項及び第6項の規定を準用する。

2 会議室使用料

室名	A	B	C	D	E	F
	午前9時から午後1時まで	午後1時から午後5時まで	午後5時から午後9時まで	午前9時から午後5時まで	午後1時から午後9時まで	午前9時から午後9時まで
大会議室	5,900円	10,300円	13,100円	14,600円	21,100円	24,300円
第1小会議室	900円	1,600円	1,900円	2,300円	3,200円	3,700円
第2小会議室	1,300円	2,400円	2,900円	3,400円	4,800円	5,500円
第3小会議室	1,800円	3,100円	4,000円	4,500円	6,400円	7,400円
第4小会議室	1,800円	3,100円	4,000円	4,500円	6,400円	7,400円
特別会議室	4,000円	7,200円	9,100円	10,100円	14,700円	16,900円

備考

- 1 冷房又は暖房の設備を使用する場合は、会議室使用料の100分の20に相当する額を加算する。
- 2 入場料を徴収する場合又は入場料を徴収しないで営利的性格を有する催しを行う目的をもって使用する場合は、会議室使用料の100分の60に相当する額を加算する。
- 3 使用する時間が使用区分に定める使用時間に満たないときは、これを使用区分に定める使用時間に切り上げて計算する。
- 4 時間外に使用する場合の使用料については、1多目的ホール使用料の表（1）貸切使用料の表備考第3項から第5項までの規定を準用する。

4 (略)

5 使用時間は、使用目的に要する時間のほか、準備、片付け等に要する時間を含むものとする。

3 健康温泉使用料

使用者別	1日使用料	1回使用料
大人	1,500円	600円
小学生及び中学生	480円	240円
幼児	360円	180円

備考

1・2 (略)

3 「小学生及び中学生」とは、小学校の児童及び中学校の生徒をいう。

4 「幼児」とは、4歳以上の者で小学校就学前の者をいう。

5 (略)

4 温水プール使用料

(1) 個人使用料

使用者別	単位	使用料
大人	1回2時間	600円
高校生・学生	1回2時間	360円
小学生及び中学生	1回2時間	240円
幼児	1回2時間	180円

備考

1 「高校生・学生」とは、高等学校の生徒若しくは大学の学生又はこれらに準ずる者をいう。

2 「小学生及び中学生」とは、小学校の児童及び中学校の生徒をいう。

。

5 (略)

3 健康温泉使用料

使用者別	1日使用料	1回使用料
大人	1,000円	400円
中学生	600円	300円
小学生以下	400円	200円

備考

1・2 (略)

3 「中学生」とは、中学校（義務教育学校の後期課程を含む。）の生徒をいう。以下同じ。

4 「小学生」とは、小学校（義務教育学校の前期課程を含む。以下同じ。）の児童をいう。以下同じ。

5 (略)

4 温水プール使用料

(1) 個人使用料

使用者別	使用料
大人	1回2時間につき500円
小学生及び中学生	1回2時間につき300円
幼児	1回2時間につき100円

備考 「幼児」とは、小学校就学前の幼児で3歳以上のものをいう。

3 「幼児」とは、4歳以上の者で小学校就学前の者をいう。

(2) 貸切使用料

区分	使用料
コース専用	1コース1時間につき800円
全部専用	1時間につき2,400円

備考

- 1 1時間につき個人使用料の使用者別の使用料の2分の1の額に、使用人数を乗じて得た額を加算する。
- 2 使用料の額に10円未満の端数があるときは、これを10円に切り上げる。
- 3 使用時間の区分に定める使用時間に満たないときは、これを切り上げて計算する。
- 4 使用時間は、使用目的に要する時間のほか、準備、片付け等に要する時間を含むものとする。

別表第2（第9条関係）

特殊器具及び設備使用料

1 多目的ホール

種別	区分	使用単位	使用料	摘要
舞台設備	フルコンサートピアノ	1式1回	5,200円	
	舞台幕	1式1回	2,800円	
映写設備	ビデオプロジェクター	1式1回	3,900円	
照明設備	調光操作卓	1式1回	3,200円	
	ボーダーライト	1列1回	1,400円	
	アッパーホリゾントライト	1列1回	2,200円	
	ロアーホリゾントライト	1列1回	1,800円	

(2) 貸切使用料

区分	使用料
コース専用	1コース1時間につき700円
全部専用	1時間につき2,000円

備考 1時間につき個人使用料の使用者別の使用料の2分の1の額に、使用人数を乗じて得た額を加算する。

別表第2（第9条関係）

特殊器具及び設備使用料

1 多目的ホール

種別	区分	使用単位	使用料	摘要
舞台設備	フルコンサートピアノ	1式1回	4,000円	
	演台	1式1回	500円	花台を含む。
	舞台幕	1式1回	2,000円	
	仮設舞台用平台	1台1回	200円	箱足等を含む。
映写設備	ビデオプロジェクター	1式1回	3,000円	
照明設備	調光操作卓	1式1回	2,500円	
	ボーダーライト	1列1回	1,000円	
	アッパーホリゾントライト	1列1回	1,600円	
	ロアーホリゾントライト	1列1回	1,300円	

	サスペンションスポットライト	1列1回	2,500円			サスペンションスポットライト	1列1回	1,800円	
	シーリングスポットライト	1列1回	2,800円			シーリングスポットライト	1列1回	2,000円	
						センターフォロースポットライト	1台1回	1,000円	
						スポットライト	1台1回	300円	レンズスポット
						スポットライト	1台1回	500円	カッター及びフォロースポット
						各種特殊効果器具	1基1回	1,000円	
音響設備	音声調整卓	1式1回	3,200円		音響設備	音声調整卓	1式1回	2,500円	
						マイクフォン	1本1回	500円	スタンドを含む。
						ワイヤレスマイク装置	1式1回	1,500円	
						ワゴン卓	1式1回	3,000円	
						コンプレッサーリミッター	1台1回	1,000円	
						ステージスピーカー	1組1回	1,000円	2ウェイ
						ステージスピーカー	1組1回	1,500円	3ウェイ
					スポーツ用具	バレーボール用具	1式1回	500円	
						バスケットボール用具	1式1回	500円	
						バドミントン用具	1式1回	300円	
						卓球用具	1式1回	300円	一部貸切使用で、2階フロアを「卓球1台」で使用する場合を除く。
その他	電動移動席	1階部分 1回	13,000円		その他	電動移動席	1階部分 1回	10,000円	
		2階部分 1回	13,000円				2階部分 1回	10,000円	

--	--	--	--

	長机	1台1回	100円
	椅子	1脚1回	30円
	フロアシート	10平方メートル1日	10円
持込電気器具	持込電気器具に表示されている消費電力の合計が200ワットを超え500ワット以下の場合	1回	100円
	持込電気器具に表示されている消費電力の合計が500ワットを超え1キロワット以下の場合	1回	200円
	持込電気器具に表示されている消費電力の合計が1キロワットを超え1.5キロワット以下の場合	1回	300円
	持込電気器具に表示されている消費電力の合計が1.5キロワットを超え2キロワット以下の場合	1回	400円
	持込電気器具に表示されている消費電力の合計が2キロワットを超え5キロワット以下の場合	1回	700円
	持込電気器具に表示されている消費電力の合計が5キ	1回	1,300円

2 会議室

種別	区分	使用単位	使用料	摘要
附属設備	ビデオプロジェクター	1式1回	3,900円	大会議室
	ワゴン卓	1式1回	3,900円	
	グランドピアノ	1式1回	2,800円	

ロワットを超える場合

2 会議室

種別	区分	使用単位	使用料	摘要
附属設備	ビデオプロジェクター	1式1回	3,000円	大会議室
	マイク装置	1式1回	500円	
	ワイヤレスマイク装置	1式1回	800円	
	ワゴン卓	1式1回	3,000円	
	グランドピアノ	1式1回	2,000円	
	ビデオ	1式1回	800円	
持込電気器具	持込電気器具に表示されて いる消費電力の合計が200ワ ットを超え500ワット以下の 場合	1回	100円	第1小会議室、第 2小会議室、第3 小会議室、第4小 会議室、特別会議 室
	持込電気器具に表示されて いる消費電力の合計が500ワ ットを超え1キロワット以 下の場合	1回	200円	
	持込電気器具に表示されて いる消費電力の合計が1キ ロワットを超え1.5キロワッ ト以下の場合	1回	300円	
	持込電気器具に表示されて いる消費電力の合計が1.5キ	1回	400円	

ロワットを超える場合

3 温水プール

種別	区分	使用単位	使用料	摘要
附属設備	ワイヤレスアンプ	1式1回	800円	
持込電気器具	持込電気器具に表示されている消費電力の合計が200ワットを超え500ワット以下の場合	1回	100円	
	持込電気器具に表示されている消費電力の合計が500ワットを超え1キロワット以下の場合	1回	200円	
	持込電気器具に表示されている消費電力の合計が1キロワットを超え1.5キロワット以下の場合	1回	300円	
	持込電気器具に表示されている消費電力の合計が1.5キロワットを超える場合	1回	400円	

4 その他

種別	区分	使用単位	使用料	摘要
附属設備	展示用パネル	1枚1日	50円	
持込電気器具	持込電気器具に表示されている消費電力の合計が200ワットを超え500ワット以下の場合	1回	100円	
	持込電気器具に表示されている消費電力の合計が500ワットを超える場合	1回	200円	

備考

1～3 (略)

4 (略)

5 使用時間の区分に定める使用時間に満たないときは、これを切り上げて計算する。

6 使用時間は、使用目的に要する時間のほか、準備、片付け等に要する時間を含むものとする。

いる消費電力の合計が500ワットを超え1キロワット以下の場合			
持込電気器具に表示されて1回 いる消費電力の合計が1キロワットを超え1.5キロワット以下の場合	1回	300円	
持込電気器具に表示されて1回 いる消費電力の合計が1.5キロワットを超える場合	1回	400円	

備考

1～3 (略)

4 多目的ホールを大会又は集会に使用する場合は、椅子の使用料は2分の1に減額して算定する。

5 (略)